3　国際文化交流室に、室長及び国際文化交流調整官一人を置く。

4　国際文化交流調整官は、命を受けて、国際文化交流室の所掌事務に係る重要事項についての調整に当たる。

5　文化国際交渉専門官は、命を受けて、著作権等に関する条約その他の国際約束に関する交渉に係る専門的事項についての連絡調整に当たる。

6　海賊版対策専門官は、海外における著作権等の侵害に係る各国政府との協議その他の防止対策に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

第二款　文化部

（支援推進室及び文化活動振興室並びに芸術文化活動支援専門官）

第八十二条　芸術文化課に、支援推進室及び文化活動振興室並びに芸術文化活動支援専門官一人を置く。

2　支援推進室は、次に掲げる事務（第一号から第六号までに掲げる事務にあっては、芸術家及び芸術に関する団体が行う高度な芸術の創造に関するものに限る。）をつかさどる。

一　芸術の振興に関する援助及び助言に関すること。

二　芸術の振興のための助成に関すること。

三　芸術に関する展示会、講習会その他の催しを主催すること。

四　芸術の振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るものを除く。）。

五　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、芸術に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

六　教育関係職員その他の関係者に対し、芸術に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

七　独立行政法人国立美術館及び独立行政法人日本芸術文化振興会の組織及び運営一般に関すること。

3　支援推進室に、室長並びに芸術文化アーカイブ専門官及び舞台技術専門官それぞれ一人を置く。

4　芸術文化アーカイブ専門官は、芸術に関する作品その他の資料の収集、整理、保存及び利用に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言に当たる。

5　舞台技術専門官は、舞台芸術の制作に係る舞台技術に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言に当たる。

6　文化活動振興室は、次に掲げる事務（長官官房及び文化財部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　地域における文化及び生活文化の振興に関する援助及び助言に関すること。

二　地域における文化及び生活文化の振興のための助成に関すること。

三　劇場、音楽堂その他の文化施設（美術館及び歴史に関する博物館を除く。）に関すること。

四　地域における文化及び生活文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催すること。

五　地域における文化及び生活文化の振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るものを除く。）。

六　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、地域における文化及び生活文化に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

七　教育関係職員その他の関係者に対し、地域における文化及び生活文化に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

7　文化活動振興室に、室長及び文化活動専門官一人を置く。

8　文化活動専門官は、地域における文化活動の振興に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言に当たる。

［款を削る。］

［条を削る。］